

さんきゅうだより

〒190-0011 東京都立川市高松町 2-19-1

TEL /050-1722-5284

<https://sang-h.com/>

特定非営利活動法人 さんきゅうハウス



2025 年 6 月発行

生活保護利用者バッシングと自治体の対応格差 さんきゅうハウス 吉田和雄

いいニュースからお届けします。5 月の連休明けに山梨県知事が生活保護費の「引き上げ」を国に要請しました。その理由として知事は「生活保護世帯の 75% が生活が苦しい」という県のアンケートの結果を上げています。物価上昇のしわ寄せを最も受けやすいのは 200 万人の生活保護利用者や資産や貯蓄のない年金生活者、子育て中の家族、心身の病気で就労が困難な人たちです。こうした人たちが少しでも生活の足しにしようと毎週 50 人以上がさんきゅうハウスに食料を受け取りにやってきます。最近では立川市以外からの住居を失った生活困窮者からの SOS や食料をいつ、どこで受け取れるのかといった相談が相次いでいます。

世界的なインフレ、物価高のなかでドイツ、イギリス、韓国などは毎年のように生活保護費を引き上げているのに（ドイツは毎年ごと）、日本政府は今年 10 月から生活保護費を毎月 500 円引き上げるだけです。高木健康弁護士の調査によると、2020 年から 4 年間で生活保護世帯の物価上昇率は一般世帯の 8.5% に対し、1 人世帯では 12. 5% に達しました。

■生活保護費減額取り消し裁判が山場

全国の生活保護利用者 1 千名が 31 の原告団となって 29 ヶ所の裁判所に提訴した生活保護費の引き下げ違法を求める 10 年間の裁判は、夏から今秋に大きな山場を迎えます。2013 年安倍政権が強行した過去最大の生活保護費引き下げは統計偽装による行政の裁量権の濫用であるとの判決が、司法の間では異例と言える国側の敗訴が定着するなかで（地裁で 19 勝 11 敗、

高裁で 7 勝 5 敗）、5 月 27 日最高裁弁論から今秋判決が予想されます。勝敗の結果にかかわらず、政府は直ちに生活保護費を大幅に引き上げるべきです。

一方、今年 3 月厚労省は生活保護制度の監査方針を不正受給の摘発から「権利侵害の防止」へ「大転換」しました。この背景には桐生市の非人道的、人権侵害の不適切、違法な生活保護制度の運用が地元の司法書士による命がけの（仲道宗弘さんは調査後の昨年 3 月急逝されました）調査で明らかにされ、専門家の調査団、市の第三者委員会、マスコミでも実態が明るみにでたことも大きく影響しています。桐生市は生活保護費を 1 日 1000 円に分割過小し違法な減額支給をしていました。10 年間で母子家庭の生活保護利用者が 13 分の 1 に減少しました。市のアンケートによるとケースワーカーが「子どもを他市の高校に通わせるのは頭がおかしいのでは」との報告も。親に恥をかかせ、子どもを追い詰めるような非道な対応をしていました。

生活保護対策全国会議は最近の SNS による生活保護バッシング注意情報共同声明（さんきゅうハウスも賛同）を発表し、生活保護利用者への差別、偏見を煽るネット情報にも注意を促しています。安倍政権の 10 年間は、生活保護バッシングの空気を一部市民、マスコミ、行政の中に生み出しました。

国立市の生活保護のしおりには生存権を保障した憲法 25 条に加え、個人の尊厳をうたった憲法 13 条が冒頭に書かれていました。個人の尊厳と生存権が保障される社会を共に作りだしていきましょう。

（2025 年） 県内の生活保護世帯の実態調査結果	1 日に 2 回以上食事しているか	している 86%	していない 14%
	冷暖房を使用しないことがあった	何度もあった 20%	時々あった 25%
	入浴の頻度は	2～3 日に 1 回 48%	1 週間に 1 回 29%
	連絡をとる相手がいるか	いる 72%	いない 28%
	外食を楽しむ機会があるか	ほとんどない 25%	まったくない 51%
	※県の資料に基づき作成		

（5 月 15 日読売新聞）

さんきゅうハウスの総会報告



さんきゅうハウス理事長 大沢 豊

特定非営利活動法人さんきゅうハウスの 2025 年度の総会が 5 月 18 日に開催されました。議案を作成する理事長の大沢が他の団体でも会長や主要なポストにあり、他団体でも同時期に総会が行われ十分な時間が取れず、議案づくりが遅れてしまいました。事前に行うべき会員の意思確認については、委任や議案の賛否をスマホや PC からネットを通して表明できる「委任・議決フォーム」を QR コード印刷したもの（郵送などが不要で送信すれば瞬時に意見一覧が読める（他団体の総会に向けて理事の一人でもある山本議員が作成した））を議案と共にメールで送信したり、郵送したりで何とかしのぎました。

総会では酒井大史立川市長からのメッセージが届いており、来賓では東京都議会議員の鈴木烈さん、立川市議の上條彰一さんが来てくださりご挨拶をいただきました。また、総会参加者数は QR コードからの返信や ZOOM での参加もできるような準備もしていましたので総会が成立し議事が審査されました。

事業報告、決算報告、及び事業計画・予算案では会場内からも意見や質問が出て活発な議論が行われました。特に府中派遣村のスタッフからの質問やご意見は同じような活動をしていく中から出る感想や共通の悩み、スタッフの高齢化などの課題が出され共有すべきものが多いと実感しました。

物価高に苦しむ困窮者支援をしている現状について、他市で生活保護利用者が支援物資の配布を受けるとそれを「収入認定」として行政に報告を求められていること（後にその分を金銭に換算して支給金額を減額する可能性あり！）など、とんでもない事が行われているとの発言があり、今後の対応が必要な問題が広がっていること等が分かりました。

今年の事業計画では次のようなテーマが提起されました。

- ・スタッフの高齢化に対して若いスタッフの育成や新たな加入
- ・新たなシェルターの確保と他団体との協力体制を作る
- ・さんきゅうハウスが支援した人たちの自立生活の見守り体制の確立
- ・さんきゅうカフェの継続版としてのシェアキッチンの検討
- ・自治体との意見交換を行い、困窮者問題を共有し支援をスムーズに行える仕組み作り
- ・困窮者の「お金が無い」から質的な変容（精神的な課題）について他団体と協議
- ・学習会や講演会を開催し、困窮者問題を市民に広げ支援の増加や新たな支援者の確保

上記のような事業計画が承認され、新たな取り組みが確認され総会を終えました。



大沢 豊



鈴木 烈 東京都議会議員

4・19 シンポジウム 女性支援法施行から1年 支援現場 & 自治体は変わったか？

改めて問う女性支援法の意義 ―支援を身近なものに―



多摩で女性支援法を活かす会 NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka 遠藤良子

女性支援法（困難な問題を抱える女性の支援に関する法律）が 2022 年に議員立法で成立。2024 年施行となり都道府県には実施義務、市区町村には努力義務が課せられた。私たちが日常生活の中で困り事を抱えた時にまず気軽に相談できるのは市区町村窓口であり、その市区町村に努力義務があるならきっと今後は気軽に相談ができるだろうと期待するのは当然のこと。

そこで私たちは「多摩で女性支援法を活かす会」を立ち上げ多摩地域の市区町村の取組みを知りたいと思った。まずは会に参加する市議会議員から 26 市町村に調査アンケートを取ってもらい実態を把握することとした。また 23 区でも同様の調査をした議員の協力も得て都内全域の取組みを把握した。その結果を広く知ってもらいこの法律を活かしていくためのシンポジウムを開催した。

当日は予想を遥かに超えた参加数でサテライト会場をつくることになった。このシンポジウムに先立って都庁でも記者会見を行い、報道関係もシンポジウムに関心を寄せいくつかの媒体に掲載されたのも大きかった。都内だけでなく地方からの参加もあった。

プログラムは戒能民江さん（御茶ノ水女子大名誉教授・法制定に尽力）の基調講演、自治体アンケート調査報告を小金井市議片山かおるさん、世田谷区議おのみずきさん。寸劇「女性支援あるある」、パネルディスカッション（戒能民江さん、吉田徳史国立市政経部市長室長、横田千代子女性自立支援施設「いずみ寮」施設長、自治体女性相談支援員、NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka 責任者）、「女性支援法を活かそう」宣言。

かなり盛りだくさんでそれぞれにもっと時間をかけたいものばかりだったが、第 1 回のシンポジウムとしては実際に法律に基づいてこれからやるべきこと課題が具体的に明らかになった。戒能さんからは法の理念（当事者中心、官民協働、縦割り行政を廃する等）が提起され、その課題を示す調査結果報告があり、それを具体的リアルに見える化した寸劇、そしてどうあ

れば良いのかをパネルディスカッションで各分野から討論を行い、最後に法律を身近なものにという宣言で終わった。当事者・支援者双方からの目線をもちながら今後の課題を浮かびあがらせることができた。200 名の参加者からいただいた 100 以上のアンケートも内容の深いものだった。

女性支援法成立後、2024 年施行までの間にどれだけの人がこの法律のことを知っただろうか？そもそも女性福祉という考え方がなかった。1956 年に「売春防止法」ができ 2001 年に「配偶者暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）ができたが、「売春防止法」は売春のおそれがある要保護女子を保護更正矯正する法律であり、買春する者を罰する法律ではないことから、「売春」を女性の責任にし、そうした犯罪行為を行う女子を保護し矯正するものである。女性の人権を守るという視点ではないし買春を容認するものである。また DV 防止法にしても加害者を罰する法律ではなく、被害者を保護するだけの法律である。

どちらも問題の本質をすり抜けて「とりあえず犯罪があっても命だけはかろうじて守りますよ」というものだ。買春も DV も女性への人権侵



寸劇「女性支援あるある」が、
実行委員によって行われました。

（4 月 19 日 立川アイムホール）

害であり許されないものだという認識には立ち切っていない。保護し命を守った後は自己責任で何とか自立してください、という法律である。それでは何も変わらない。当事者の意思、女性としての尊厳をしっかり守れる法律でなくてはならないはずなのに。その理念を実現するのがこの女性支援法だ。

私たちは毎年実態調査を行い、進捗状況を見守っていく予定だ。やっとできた女性の人権を確立するための法律に磨きをかけていきたい。

武器よりメシを

税による社会保障の底上げを

～反貧困ネットワーク全国集会～



田中彩 (さんきゅうハウス)

4月12日文京区民センターで「当事者の運動が社会を変える～武器よりメシを！貧困・格差の是正と社会保障に税金使え！反貧困世直し大集会～」が開催されました。瀬戸大作（反貧困ネットワーク事務局長）は「野戦病院と化した貧困者支援の現場から政治に物申す！」と題し、「支援現場がまるで“野戦病院”のようになっている」と、貧困支援の最前線における危機的な実態を報告した。特に近年は女性の相談者が増加しており、全体の三割を占めるに至っている。これは支援体制において、ジェンダーの視点がより一層求められていることを示している。また、無料低額宿泊所（無低）に関する相談が急増していることにも触れた。多くの自治体では、施設に入所しなければ生活保護を利用できないとの運用がなされており、その結果、相談者が無低に収容されボランティア名目で労働を強いられている。こうした労働は就労実績として認められず、結果的に長期収容が常態化する。さらに、病気や障害が見過ごされたまま放置され、支援を受けているはずが自立に至れない悪循環が続いている。生活困窮者自立支援法による支援は、本来は一時的な措置であるべきところが、実際には収容型支援として固定化



4月12日 文京区民センター

されている。こうした制度のあり方に対し、社会運動として積極的に関与する姿勢が必要であるとし、「支援する側」と「支援される側」という区分を超えて、共に課題に向き合う運動の重要性が強調された。

竹信三恵子（和光大学名誉教授）さん「ジェンダー視点からの税制と社会保障“103万円の壁”を考える」として、最近の選挙で「減税」を掲げる政策や政党に票が

集まっている現象について、その背景には、税収が生活支援に使われず、防衛費など他の政策に転用されてきたことへの深い不信感があるのではないかと述べた。2024年には、政府によって訪問介護の介護報酬引き下げが打ち出され、女性を中心としたケア労働者が困窮する結果となった。本来、女性たちが求めてきた「壁撤廃論」は、免税者を減らして税収を確保し、それを介護、保育、子ども手当などの生活支援に回すことで家計の負担を軽減し、可処分所得を実質的に増やすことを目指していた。

しかし、現在の「103万円の壁」政策は、税収を減らす方向に作用し、世帯主（主に男性）に収入を集中させる旧来的な家族扶養モデルを強化するものである。このため、特に高齢女性



大阪高裁敗訴、名古屋高裁勝訴をうけ
最高裁弁論へ（5.27 最高裁前）

や単身女性など、支援が届きにくい立場にある人々の困難を深めかねないと指摘された。税の使途に対する不信と社会的分断の深まり、少子化対策として掲げられた政策では、医療保険の上乗せによって財源を確保しようとする一方、防衛費には一切手を付けない姿勢が貫かれており、税の公平な使途が問われている。SNSでは「高齢者は贅沢をしている」「若者が損をしている」といった世代間対立を煽るような言説が広がっており、「老人は早く死ねばいい」といった過激な発言も見られる。こうした空気の中で、生活保護基準の引き下げや、外国人の医療利用の制限、さらには安楽死制度の議論までが進みつつある。現実には、普通の生活を送っていた人々が食糧支援に並ばざるを得なくなるなど、生活困窮の裾野は広がっている。男性の貧困と孤立の問題は見落とされている。

「103万円の壁」の問題は、夫の扶養下で働き控えをする女性を対象とした施策に過ぎず、より広い層の困難を見落としていることにある。ここで言う「より広い層」とは、高齢女性や単身女性だけでなく、非正規で働く男性や、家庭を持たない中高年男性、低所得の若年男性なども含まれる。これらの人々もまた、十分な支援を受け

られず、孤立や困窮のリスクを抱えている。この問題は、企業の手当制度、家族内の意識、医療・介護・保育のサービス体制など、複数の領域にまたがるものであり、総合的な対応が求められる。ケア労働者に対して十分な賃金が支払われておらず、訪問介護業界は深刻な人材難に陥っている。特に地域で活動する小規模な福祉事業者は政治的な発言力が乏しく、予算削減の対象とされやすい現状がある。今回の政策は中流層に向けた「顔のいい」施策であり、防衛費 43 兆円という巨額の軍事予算が維持される一方で、生活に直結する公共投資が削減されている。税は本来、弱い立場にある人々を支えるために使われるべきものである。取りやすいところから徴収され、その使途がチェックされていない現在の構造は、世代間や階層間の分断を助長している。税金の本来の役割を果たし、国民が「払ってよかった」と思えるような使い道を示すことが、今こそ求められている。また、女性が安心して働ける社会インフラの整備が不十分な中、低賃金

労働に追いやられる女性が増加している。税金が生活支援に使われないのであれば、「税金を返せ」と言いたくなるのも当然である。

現金給付と社会サービスのいずれかを選ぶのではなく、双方をどう組み合わせ、機能させていくのかという視点が重要である。給付は世帯単位ではなく、個人に届く設計に転換する必要がある。税金を物価対策の名目で用いることの危うさにも注意を促し、生活困窮者の実態を踏まえた制度設計の抜本的な見直しが不可欠であると締めくくられた。



貧困問題を社会的排除から訴えた発言者



「いのちと暮らしを守る なんでも相談会」

2025 年 4 月 26 日（土）に全国で「いのちと暮らしを守る なんでも相談会」が行われました。

この活動は、2020 年 4 月、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言により、貧困の広がりが想定されるのに、それまであった公的な相談窓口がほとんど閉まってしまったことに危機感を覚えて始まった取り組みです。フリーダイヤルを利用して全国各地の会場で電話相談を受けており（会場によっては対面相談や食料配布をしているところもあります）。多摩地域でも、さんきゅうハウス、社会福祉士さん、多摩地域各自治体の市議会議員の皆様、弁護士などが協力して電話相談を受けてきました。コロナ禍の収束に伴い、最近では年 3 回程度、当事務所（立川アジール法律事務所）を会場としておこなっています。

今回は、さんきゅうハウスのお声掛けで来ていただいた府中市議の前川浩子さんと、さんきゅうハウ

弁護士 奥田真帆（立川アジール法律事務所）

ススタッフの田中さん、当事務所の弁護士 3 名が相談を担当しました。

今回は、テレビのニュースでの宣伝のタイミングに合わせ、実施時間は 2 時間半でしたが、それでも 13 件の相談がありました。

内容は、ほとんど生活苦に関する相談であり、物価高で年金のみでは暮らせない、米が高すぎて買えないという相談や、生活保護を受けていても生活保護費が低すぎて足りないとの相談もありました。やはり物価高、特に最近の米の高値により、貧困世帯の生活が圧迫されていることを強く感じました。

なかなか電話のみでは解決しにくい問題もありますが、これまでの相談会では、電話相談から具体的支援に繋がったケースもあります。多摩地域の皆様のご助力を得て、今後も引き続き取り組んでいきますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

さんきゅうハウスの活動



食料配布に 50 人以上

神馬幸悦

立川市内立川通り沿いにある、さんきゅうハウス事務所では毎週土曜日 11 時 30 分から 13 時ころまで無料食料品を配布しています。配布品は若干ではありますが米、パン、レトルト食品、お菓子、災害時にも活用できる缶詰等です。

4 月までの利用者は毎回 30 数人でしたが、最近では 50 人を超えてしまい袋詰めするのにも毎回苦労しています。

4 月 19 日に近所の NPO 法人「若者サポートステーション」を視察に石破総理が近くに来たようで話題になりました。若者の就労支援はもちろん大事ですが、石破総理には是非さんきゅうハウス事務所の状況も見に来ていただきたいです。

最近では物価（特に米）高もありこれからも利用者は増加していきそうな感じがしています。品不足の時も多々ありますがこれからも多くの利用者に喜んでもらえるよう活動していきますのでよろしくお願いします。



法政大学の堅田香織里さんが学生 6 人を連れ、さんきゅうハウスの食料配布活動に参加。今後も継続してボランティアに来てくれるので期待しています。

(5 月 17 日さんきゅうハウス)



筆者がさんきゅうハウスを訪問した学生と懇談

ステッチマルシェに出店



4 月 26 日（土）ステッチマルシェが開催されカフェを出店しました。当日はまだ寒かったこともありホットコーヒー（1 杯 300 円）のみを提供しました。しばらくカフェの営業を休んでいたこともあり準備に少し時間がかかりましたが当日までにコーヒー粉を立川通り沿いにある小梅さんから取り寄せ、出店に間に合わせました。

当日はさんきゅうハウス理事である白倉に車で送迎してもらい 9 時 30 分ころから現地でテント、机、椅子を主催者さんから借りて営業準備。寒かったので冷めないよう温度管理に気をつけるため、温度計で温度を計りながら提供しました。

午前中は天気があまりよくなくて人出もまばらでしたが、お昼に近づくにつれて少し人出も増えてきてようやく数杯売上がありました。以前さんきゅうハウスでステッチマルシェの担当をしていた吉村イッセーさんがお客様として来てくれました。吉村さんにも呼びかけを手伝っていただきそのあと、お客様もだいぶ増えてきました。最終的には 20 数杯売れました。

残念ながら 30 杯には届きませんでしたが天候を考えればまずまずだったでしょうか。

最初に述べたように今回は寒かったこともありホットコーヒーだけで営業しましたが次回（6 月 28 日予定）は多少暑くなるでしょうからアイスコーヒー、ジュース等も用意して営業したいと考えています。

若干ではありますが、さんきゅうだよりを、来店された方に配布してさんきゅうハウスの活動を紹介させていただきました。

来店者の皆さんありがとうございました。



立川市多摩川上水側の私道で年 4 回開かれる 20 店ほどのフリーマーケットのステッチマルシェ。

さんきゅうハウスは毎回コーヒーを提供しています。



羽衣町での無料食糧配布

村田修二

前回のさんきゅうだよりでもお知らせしたように、さんきゅうハウス事務所での食料配布とともに、羽衣町中央公園でも月に2回隔週で無料食糧配布を行っています。

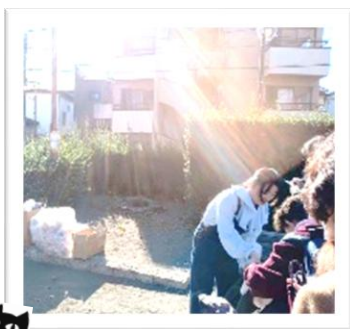
利用される方の人数は30人前後で、毎回新しい利用者さんがいらっしゃって人数は増える一方です。(高松町では50人前後配布していますので、さんきゅうとして、月に250人程度の方に無料食糧配布をしていることになります)。

フードバンク立川やフードバンク多摩からいただいているカップラーメンやビスケットなどとともに、パルシステムからいただいているパンやセカンドハーベストジャパンからいただいているお米その他の食品が配布の中心です。特にパンとお米はみなさんに喜ばれています。

お米は4月にセカンドハーベストから180キロいただきましたが、一回の配布に10キロ使いますし、高松町での配布にも使用しますので、このままいくと6月には在庫がなくなると予想されます。(他のフードバンクでもお米の供給は当面ないとのこと)。

また、その他の食品についても、現在各行政の備蓄している災害対応食品が年度切り替えで多く放出され、それを利用していますが、夏ごろには配布食品が減る可能性があります。

お米などの寄贈があればたいへんにありがたいです。よろしくお願いいたします。



羽衣町中央公園 無料配布

食品配布が厳しくなっています

高木信雄



政府の無策による米の不足と高騰、その影響によりフードバンクへの米の提供がストップしました。食品の寄贈も少なくなっています。幾つかのフードバンクからの食品提供と災害用備蓄食品などでなんとか凌いでいるのが現状です。そこで、少し考えてみました。

今の資本主義社会にあつては、経済人たる人間は自らの商品を売買することによって貨幣に転化することに最大の関心があります。幸に貨幣に転化できれば、つまり交換価値として実現できれば、とりあえずは満足である。

自分が売った商品のその後の行き先には殆ど関心が無く、後は、野となれ山となれ…です。

商品は使用されて初めて(食品は食されて初めて)その使用価値が実現できるのです。この使用価値の実現こそが人の食生活を支えています。

しかし、既述したように、商品—貨幣—資本という循環しか関心のない経済人は、食品の行き先にはほとんど関心が無い。つまり食品が消費されようが廃棄されようが、どうでも良くなる。食品ロスに関心が払がらないのは、このような感覚に支配されているのかも知れません。

かつて、次のようなことがありました。コンビニで売れ残った弁当を、店長が通用口わきにおいていた。生活困窮者(ホームレス?)が、それをもらって生活の糧にしていました。この状態がしばらく続いていました。報道によって明らかにされると、コンビニ会社は、会社のイメージダウンにつながるのと理由でこれを止めさせたとのこと。

売れ残りは廃棄するな、無償で贈与させよ。



恒例の立川自衛隊基地、横田米軍基地に反対する反基地マラソンが行われました。さんきゅうハウスの仲間も毎年参加しています。(5.18立川反基地駅伝)





自治市民かわさき 4月24日バスツアー報告

かにた婦人の村 in 千葉館山

猪股美恵（自治市民かわさき）

千葉県館山市の小高い丘に建つ長期女性支援施設「かにた婦人の村」があります。4月24日に川崎市で長年地域活動をしている人や、さんきゅうハウスの人たち15人で視察訪問しました。

1956年に売春防止法ができたことがきっかけで従軍慰安婦や売春婦の方々の居場所として東京に婦人保護施設いずみ寮が作られ、1965年には館山の旧海軍砲台跡に、生涯住み続けることができる婦人保護長期収容施設が建てられました。そこが今回訪ねた、かにた婦人の村です。丘の上には「従軍慰安婦の碑」がひっそりと建っています。

当時この施設の入所者だった城田すずこさん（仮名）が自分が従軍慰安婦だったことを、当時の施設長に告白したのです。その中で城田さんは被害者でなければ到底語れない証言を行い「オンナには地獄だった」と真実を訴えました。歴史学者は彼女のような日本女性は数万人いただろうと考えています。城田さんは生前「同僚の慰安婦たちの悲鳴が夢に出てきてうなされる」「どうか慰霊塔を建ててください」と訴えていました。この城田さんの思いを知って、名乗りを上げられない多くの慰安婦のための碑を建てたのです。

入所者の中に身寄りのない人や血縁者に引き取りを拒否された人の遺骨が納骨堂に大勢眠っています。



中央が筆者、右側が五十嵐施設長

中には親からの虐待から逃げ出し、様々な苦労をした末ここにたどり着いた人や性的暴力の被害にあった方など様々な人がいます。ここから大学に通っている

人もいます。年配の方たちも世の中からはじき出され、やっとの思いでここにたどり着いて、今はとても幸せだという人達です。90歳代。の方もおられます。この日は

日帰り旅行や介護施設に行つて過ごされる人もいてお会いできた方は少しでした。編み物をされている人もいました。

職員は常勤9人、介護担当が1人、料理担当が3人、事務2人、宿直担当が2人、パート1人、施設長1人で運営されています。現在寮の定員は80名ですが、入所している人数は42名で、まだ寮には空き部屋がたくさんありました。

2000年代に、DV防止法、ストーカー規制法、人身取引被害者対策が女性支援事業に加わりました。2022年には女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が

成立し、都道府県に女性支援相談所、女性支援施設が作られました（7県は未設置）。かにた婦人の村も虐待や暴力、性暴力の被害にあった女性の回復支援（心身の回復やリワーク、学業への支援）など支援の個別化に対応していくようになりました。各県にある女性支援相談所や自治体の福祉関係の窓口、民間の支援団体等が適切に判断して、かにた婦人の村にたどり着けるように情報の共有がされることが求められています。



新しい建物の定礎。創設者の
キリスト教の理念が刻まれている。



かにた婦人の村の食堂

追悼

石井賢一郎さんの最期に寄せて



2025年3月8日、石井賢一郎さんが53歳で亡くなりました。石井さんの支援に関わってきた私にとって、訃報を聞いた時のショックは大きかったです。ご本人が病気や障害と向き合いながら懸命に生きてきたことを、私は間近で見っていました。

最初にお会いしたのは、2022年の脳梗塞の直後でした。倒れたご自宅はゴミが積もり、発見が遅れたことで重い後遺症が残りました。右半身の麻痺と歩行の不安定さ、会話にも少し時間がかかるようになっていました。

この入院をきっかけに、初めてADHDの診断が出ました。それまでの人生で、なぜ片付けができないのか、なぜお金がうまく管理できないのかと、誰にも相談できずに抱え込んでいた苦しみが、ようやく説明されました。診断がついたことを、石井さんは「やっと理由がわかって安心した」と話されていました。そこから、週1回のヘルパー支援や金銭管理の福祉サービスが始まり、暮らしが少しずつ整い始めました。

病気の再発は2025年の1月末。私が訪問した際、ご

自宅で再び倒れている石井さんを見ました。本人は搬送を拒否されましたが、明らかに体調は深刻でした。検査の結果、再発した脳梗塞と胆嚢の炎症が見つかり、手術が決まりました。「早く退院したいから手術は受ける」と電話で話されたのが私が石井さんと話した最後でした。

術後の経過は思わしくなく、亡くなる直前には30年ぶりにご家族との再会もありました。普段は「迷惑をかけたくない」と言っていた石井さんでしたが、本当は家族のことをずっと思い続けていたのだと思います。

石井さんは、診断を受けてから「自分らしく生きる」ことをあきらめず、好きなフィギュアを集めたり、片付けに挑戦したり、前向きに暮らしていました。「やっと、自分のやりたいことができるようになった」という言葉が忘れられません。これまで本当にお疲れさまでした。そして、たくさんの気づきをありがとうございました。心よりご冥福をお祈りします。

(さんきゅうハウススタッフ)



カンパをお寄せ下さった方々からのメッセージをご紹介します

カンパは20円～10万円までお寄せいただきました。(順不同)

- ★物価高で大変ですね。新しいさんきゅうハウス、応援しています。入間市のSさん
- ☆皆様の活動に敬意を表します。本当にご苦労様。 昭島市 Aさん
- ★年金生活で少額しかカンパできませんが活動に役立ててください。 羽村市 Iさん
- ☆少額ですが役立ててください。 府中市 Iさん
- ★きびしい世の中ですが、健康第一でご自愛ください。 杉並区 Mさん
- ☆ますます物価が高騰する中、大変なご苦労だと思います。お役に立ててください。 国立市 Sさん
- ★何とかする。何とかなる。 三鷹市 Iさん
- ☆寒い中、お体に気をつけて下さい。 伊勢原市 Oさん
- ★ミサイルより くらし！ 船橋市 Yさん
- ☆スタッフの皆様が本当に誠実に係わっていらっしゃる姿に頭が下がります。 桶川市 Mさん
- ★少しでも多くの方に、少しでも明るい気持ちになっていただけますように！ 高知市 Mさん
- ☆応援してます。 中津川市 Tさん
- ★行政の怠慢、隣人の無関心から、命を失うことがあってはなりません。 中津川市 Nさん
- ☆「便り」を読み、「見ようとしないと、何も見えない」と痛感しました。 久留米市 Hさん

食料配布

実施日：毎週土曜日

📍 **さんきゅうハウス事務所内**（11 時半～13 時）
（立川市高松町 2 - 1 9 - 1）
立川駅北口 徒歩20分 バス停「高松町二丁目」すぐ

実施日：隔週土曜日

📍 **羽衣中央公園**（11時-11時半）
（立川市羽衣町2丁目26-7）

※中止の場合もあり。
実施日は HP をご確認ください。



御礼とご報告

前回、カンパのお願いをしましたら予想を超える多額のカンパをいただきました。本当にありがとうございました。今後の活動の継続が少し明るくなりました。その報告と、今後についての見通しをお知らせします。

- ・カンパ額は想定を超える約 600 万円も集まりました。
 - ・2024 年度の運営は旧建物で 7 人の人が生活していたので家賃収入や食事費用の徴収などで収入総額 850 万円、それに伴う支出は 611 万円でした。約 240 万円の繰越金が出ました。
 - ・2025 年度の予算では建物が無くなり、運営形態が変わりましたので、収入 330 万円、支出 580 万円と 1 年で 250 万円の赤字となることが予想されます。
- カンパやこれまでの預貯金は約 750 万円です。

こうした困窮者支援は本来、行政（市役所）の仕事だろうと思いますが、現状では行政の福祉の網にかからない内容です。私たち NPO はこうした事例を行政の支援の網に乗せるために活動をしているのですが、今後はこれらの事例を行政が支援できるような道筋を作りたいと思っています。

【カンパのお願い】

さんきゅうハウスは利用者の居場所を失って半年以上が経過しましたが、みなさまの心あたたまるご支援により食料配布、相談、生活支援などの活動を継続しています。

今年度は、ホームレス状態にある人の緊急宿泊可能なシェルターの設置に踏み出します。日常生活の維持が困難な人への金銭管理、通院同行、行政サービス手続き支援などの活動にもささやかな謝金を支払います。カフェの運営が再開できる場所も確保したいです。

引き続きみなさまのご支援をお願いいたします。

【提供してほしい物品】

食品、お米、下着・靴下（新品）、タオル、ジャージ、スマホ端末、テレカ
※衣類、家電の提供は事前にご連絡ください。

新たな電話：050-1722-5284

【カンパ振込先】

☆郵便振替

口座番号：00100-4-487905
口座名：さんきゅうハウス